



# 月光川

広報第112号

令和2年5月1日発行

発行所 月光川土地改良区

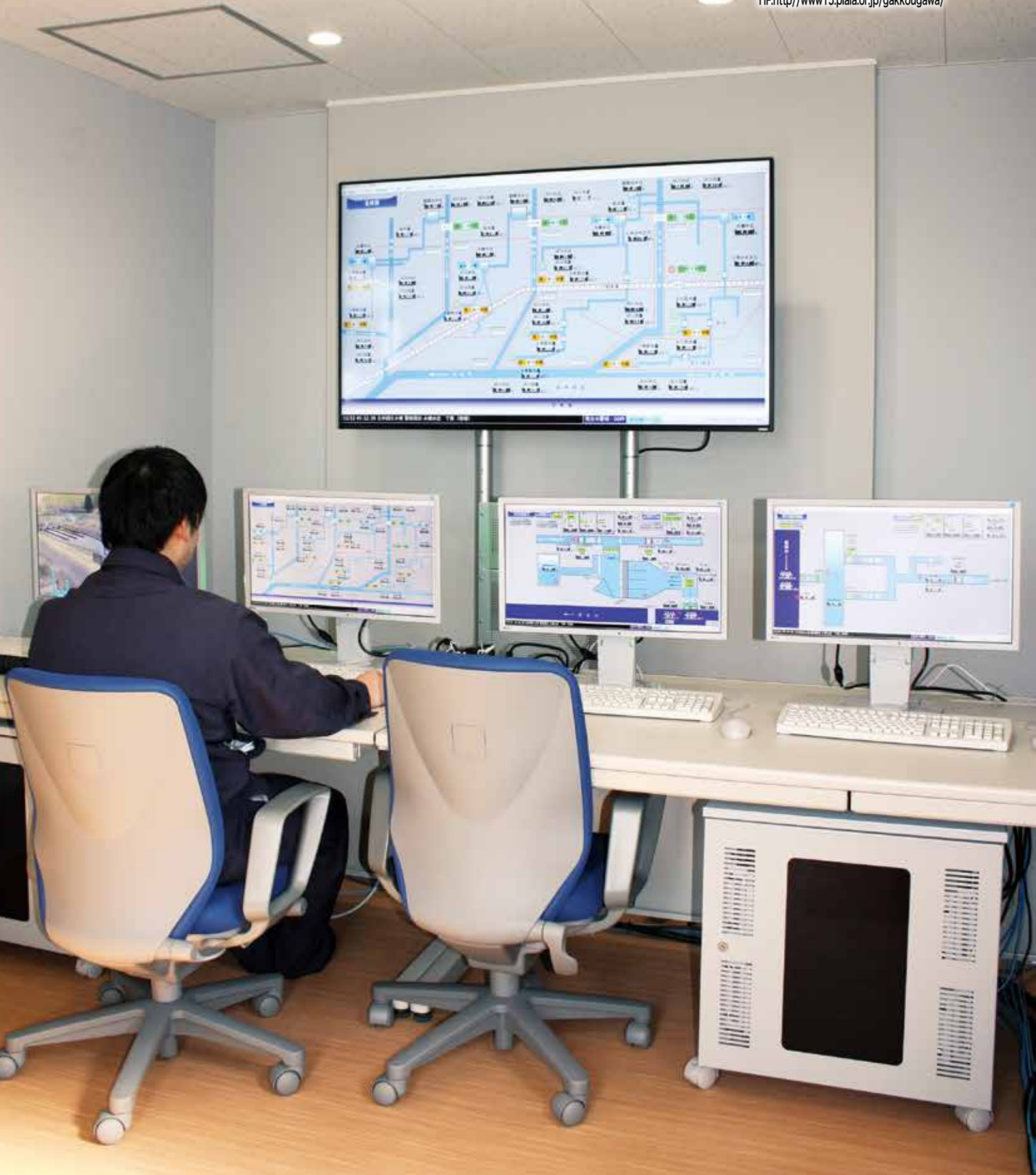
責任者 理事長 石垣敏勝

遊佐町遊佐字京田36番地

☎代72-3131 FAX72-3142

gakkogawa@sanae.or.jp

HP<http://www15.plala.or.jp/gakkogawa/>



# 令和元年度通常総代会開催 全議案原案通り可決

令和元年度通常総代会が去る3月13日に庄内みどり農協遊佐支店を会場に開催されました。

開会に続き石垣理事長からあいさつが述べられ、来賓には時田遊佐町長、庄内みどり農協田村代表理事組合長、佐藤遊佐町農業委員会会長よりご臨席をいただき御祝辞を賜りました。

総代員数39名中34名が出席。議長には第2区齋藤悦郎総代が選出され、提案された承認案件二件、議決案件十九件について慎重な審議が行われ、全議案が原案の通り承認、可決されました。

## 理事長あいさつ



令和元年度通常総代会の開催にあたり、ご来賓の皆様、総代

の皆様にはお忙しい中ご出席を賜り、日頃より月光川土地改良区の運営に、ご支援と御協力を

賜り衷心より御礼申し上げます。

田村組合長には、特別賦課金の平準化償還金の借入が下流地区のみとなり、何卒ご協力よろしくお願いいたします。また時田町長は、遊佐町振興審議会において、私もその委員の一人でもあります。土地改良区が要望している、維持管理や基盤整備事業が含まれており、総務厚生部会並びに文教産建部会へ諮問、答申を行い、それを町長が決裁後に、議会で承認を受けて予算が付きます。国、県の予算がついても町が予算をつけなければ前に進まないわけです。時田町長も我々と同じ来年1年の任期ではありませんが、私も1期、2期と改良区で頑張りたいと思いますので、お互いに頑張っていきたいと思っております。よろしくお願いします。

昨年、記録的な集中豪雨や台風による大雨、強風など全国各地で大きな被害があり、特に台風19号は71河川で堤防が決壊し、500名以上の死傷者と多



数の住居や施設などの破損・浸水など甚大な被害が発生しました。近年は、過去の被害をはるかに超える災害が頻発しており、日頃から災害の未然防止のため、施設の点検や維持管理対策などを行う事が、大変重要となっております。

さて昨年の稲作は、田植え後から6月上旬まで好天に恵まれ、中旬の低温と7月上旬にかけ、

乾燥した東風による生育停滞や、8月上旬の高温多照で登熟の未熟粒などの品質低下も見られましたが、収穫量は多く作柄も良となりました。今年一年が自然災害もなく、豊穡の秋を迎えられることを願っております。

2年度国の農業農村整備事業予算は、農業の競争力強化対策と農業水利施設等の強靱化対策や、スマート農業の先端技術の開発などの予算と、農業用排水水路等の長寿命化・防災減災事業予算や元年度補正予算も含めると、昨年度を上回る6千515億円の予算が確保される見込みであります。当管内の農業農村整備事業が順調に進捗できるように、遊佐地区土地改良事業推進協議会とともに、引き続き国や県に要請したいと考えております。

土地改良法の改正により令和3年3月2日任期満了となる総代選挙を土地改良区で行うための選挙規程の制定と、農業用水の利水調整規程の制定が義務付けられました。

平野部の幹線水路を遠方監視制御する、水管理システムの更新工事は、試運転調整を終え

て今年度から稼働いたします。

また、小水力発電事業は順調に発電を行っており、売電収入は1千200万円ほど計上し、220万円は財政調整基金積立金へ、450万円を管内施設の電力料へ充当することで、維持管理費の軽減を図っております。

しかし管内施設の老朽化も進んでおり、基幹施設の整備や幹線水路の補修など、補助事業を活用して計画的に実施するため、経常賦課金は昨年度同額の10a当り3千800円の提案であります。

次に、杉沢前田地区について、調整池と管理道路工事が一部発注となり、工事の安全祈願のため地元主催により起工式を行いました。2年度は、1億円で4.6haの面工事を予定しております。当山地区は5千万円で実施設計と換地計画原案の作成予定であります。

土地改良施設維持管理適正化事業は、5000万円で丸子揚水機場の取水ゲートの整備と、農業基盤整備促進事業により400万円、牛渡川・下野沢・西通川揚水機場の補機類の整備と洗沢川調整水槽の補修工事を

行う予定であります。



総代 齋藤悦郎議長

最後に、昨年理事1名が退任しましたので、理事補欠

選挙について、届出者は1名で、立候補者の数が定数で選挙すべき理事の人数を越えませんでした。新しく選出されませんので、選挙は行わないことになりました。新しく選出されませんので、選挙は行わないことになりました。新しく選出されませんので、選挙は行わないことになりました。

また職員体制についても、三月末で2名の職員が退職となり、理事会で採用を検討し、今後の事業が円滑に推進するよう努力いたしますので、総代の皆様からも引続き、大所高所からのご指導をお願い申し上げます。

### 総代の質問



かんばい事業で造成された施設が、30年経過しているものもあり、補修工事も目

立ってきています。組合員の負担が、ある年に集中するのではないかと心配です。今後の維持管理について、理事長に方針を伺います。(小松正志総代)

(答弁) 当改良区の維持管理は、緊急性の高い箇所より実施しております。

また、補修や更新が予定される施設は、単年度で大きな負担にならないよう補助事業を取り組んで計画的に実施しております。一部を紹介いたしますと、月光川頭首工では、維持管理適正化事業で事業費1千750万円、国、県、町で合わせて64%の約1千110万円の補助金となります。

耕作条件改善事業は事業費1千100万円、国、県、合わせて約650万円の補助金となります。工事内容は、劣化したコンクリートの補修、除塵機の整備補修、流量計の交換です。

左岸水槽では、維持管理適正化事業は事業費430万円の工事費で約277万円の補助金で完成しました。小松さんの言う通り、30年間経過してまずし、大きいところから順次補修して

いるような状況です。これ以外にも、揚水機場等の施設の整備補修の多くは補助事業を使い負担軽減につとめております。

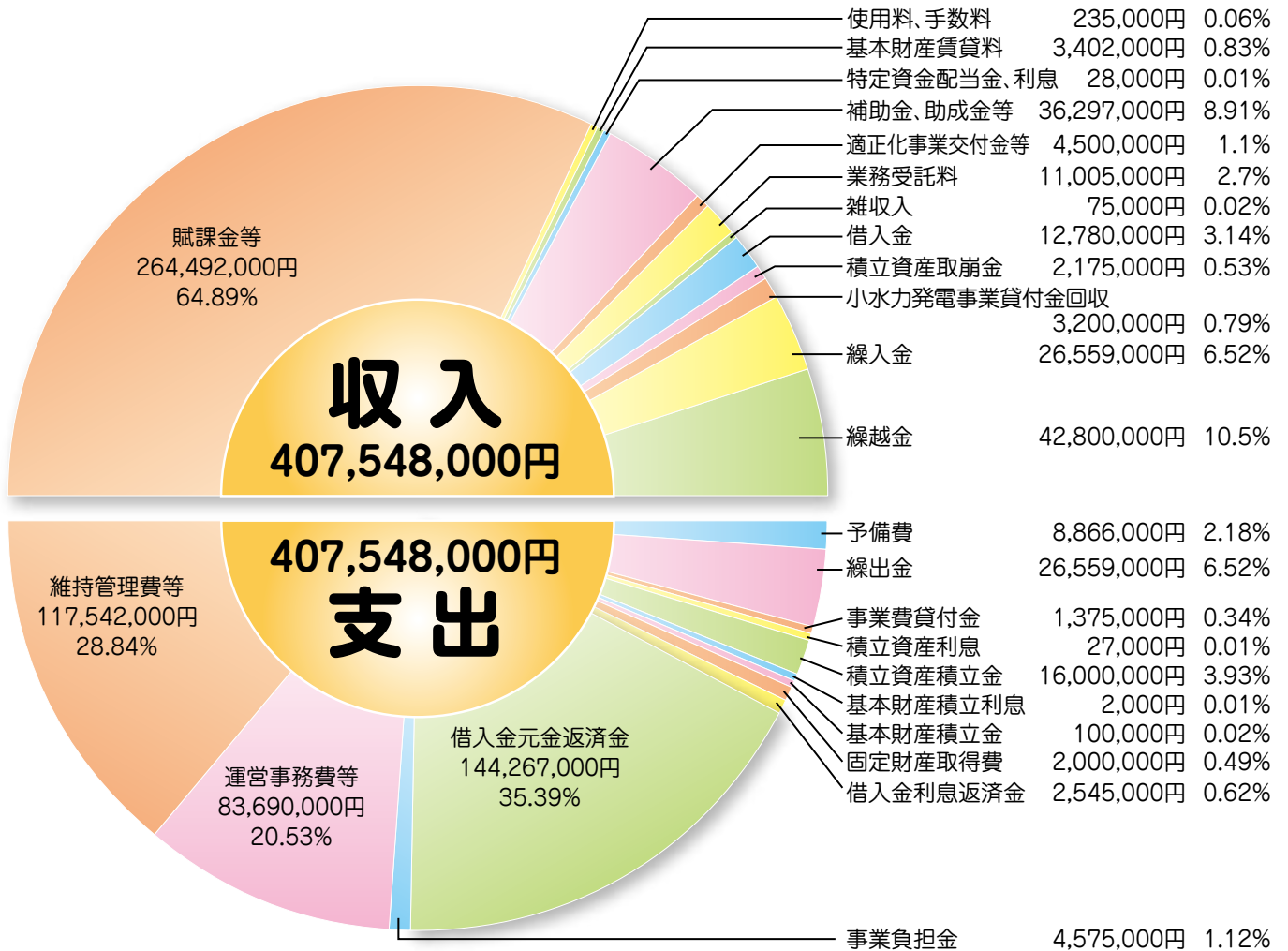
また、ストックマネジメント事業、こちらは国県町合わせて85%の補助率で、水管理システムの更新を事業費2億円で行っていきます。先ほど町長よりお話もありましたが、大変喜んでいただいております。この事業は改良区負担が15%で3千万円となっておりませんが、大がかりな整備補修工事が対象となっていくことから、今後揚水機場の分電盤交換などに申請していきたいと考えています。

組合員の負担は伴いますが、土地改良施設の維持管理には、町からもご理解いただき負担をいただいております。今後も農業用水の安定供給のため、町の振興審議会でも必要性を訴えていきたいと考えております。また、補助事業を最大限活用するため、これからも新規事業創設や予算確保のため、国、県への要請をしてまいりますので、みなさまのご理解をお願いいたします。

# 令和2年度 予算の概要

## 一般会計

令和2年3月13日開催 通常総代会議決



(単位：円)

事業地区名	収支予算額
一般会計	181,510,000
県営月光川地区かんがい排水事業	60,551,000
県営月光川左岸地区ほ場整備事業	35,998,000
県営月光川右岸地区・上流地区ほ場整備事業	20,327,000
県営高瀬川地区・洗沢川地区ほ場整備事業	40,085,000
県営月光川下流地区ほ場整備事業	35,499,000

事業地区名	収支予算額
県営たら林地区ほ場整備事業	4,791,000
県営杉沢前田地区ほ場整備事業	3,064,000
県営当山・畑地区ほ場整備事業	15,819,000
県営大楯地区ほ場整備事業	4,450,000
中山間地区維持管理事業	5,454,000
計	407,548,000

## 特別会計

会計名	収支予算額
小水力発電事業	14,626,000

# 令和2年度 一般会計及び特別会計の賦課額

～納期までに納付して下さい～

(単位：円/10a)

事業地区名	賦課額	内 容		納 期	
		事業賦課金	償還金		
一般 経常賦課金	3,800			5月29日(金)	
事業	県営月光川地区かんがい排水事業	3,420	1,670	1,750	10月30日(金)
	県営月光川左岸地区ほ場整備事業	6,040	440	5,600	
	県営月光川右岸・上流地区ほ場整備事業	7,355	505	6,850	
	県営高瀬川・洗沢川地区ほ場整備事業	9,010	280	8,730	
	県営月光川下流地区ほ場整備事業	9,750	320	9,430	
	県営たら林地区ほ場整備事業	9,900		9,900	
	中山間地区維持管理事業	200	200		

経常賦課金は前年度と同額。

ほ場整備事業区域内の畑は上記賦課額の80%負担。

月光川右岸・上流地区内の字松葉については、上記賦課額の償還金については45%の負担。

月光川下流地区内の字うるしそねについては、上記賦課額の償還金については33.6%の負担。

## 事業償還金の一括繰上償還ができます

(単位：円/10a)

事業名	金額
県営月光川地区かんがい排水事業	2,330
県営月光川左岸地区ほ場整備事業	田 13,100
	畑 10,480
県営月光川右岸・上流地区ほ場整備事業	田 23,300
	畑 18,640
	字松葉 10,485
県営高瀬川・洗沢川地区ほ場整備事業	田 27,700
	畑 22,160
県営月光川下流地区ほ場整備事業	田 40,800
	畑 32,640
	字うるしそね 13,710
県営たら林地区ほ場整備事業	田 10,900
	畑 8,720

- 一括繰上償還ができる事業地区及び  
当該年度10a当金額(左表の通り)  
各事業ごと1回で全額の償還が基本となります。

- 申請期限 令和2年6月19日(金)

- 納入期限 令和2年10月13日(火)

- 納入方法  
土地改良区又は庄内みどり農業協同組合遊佐支店及び吹浦支店金融窓口へ納入して下さい。

※申請書は土地改良区に備え付けてあります。詳しくは月光川土地改良区総務課まで問い合わせください。  
(☎72-3131)

※一括繰上償還は令和2年度で受付を終了させていただきます。

## 令和2年度 決済金について

土地改良区区域内の田、畑を転用して地区除外する場合は、農地転用等の申請書並びに地区除外申請書の提出が必要です。関係地区の総代と現地調査の上、転用に対する意見書を交付します。その際、維持管理分と未償還金を決済金として納入していただくこととなります。

土地改良区に申請を行わずそのままにしておくと、翌年度も賦課を課すこととなりますのでご注意ください。

(単位：円/10a)

決済金	維持管理分	未 償 還 金		
		事業地区名	田	畑
		38,000 〔経常賦課金の10ヵ年分〕	県営	月光川かんがい排水事業
	光	月光川左岸地区ほ場整備事業	13,100	10,480
		月光川右岸地区・上流地区ほ場整備事業	23,300	18,640
		高瀬川地区・洗沢川地区ほ場整備事業	27,700	22,160
		月光川下流地区ほ場整備事業	40,800	32,640
		たら林地区ほ場整備事業	10,900	8,720
		字松葉	10,485	
	字うるしそね	13,710		

## 令和元年度の事業紹介

### 農地中間管理機構関連農地整備事業（杉沢前田地区）

令和2年度より本格的に始まる面工事を前に、昨年度の秋に先行工事として調整池を造成するための管理道路及び用排水路の管路化工事を実施しました。



着工前

大区画化されたほ場



### 土地改良施設維持管理適正化事業（右岸水槽内部コンクリート補修）

造成から31年が経過し劣化した内部コンクリートを下地処理し、ポリウレタ樹脂内部被膜工法によるコンクリート補修を行い、施設の長寿命化を図りました。



着工前



完成

### 土地改良施設ストックマネジメント事業（水管理システム更新）

28年が経過し、機器の劣化及び部品の製造中止により維持管理に支障が出ておりましたが、昨年度に水管理システムの更新工事により、本格的に用水管理が始まる4月から新システムでの水管理を行っております。更新により機器の小型化、遠方監視カメラやスマートフォンでの状況監視により、迅速かつ公平な水手当てが可能となりました。 《※表紙写真》

## 利水調整規程の策定について

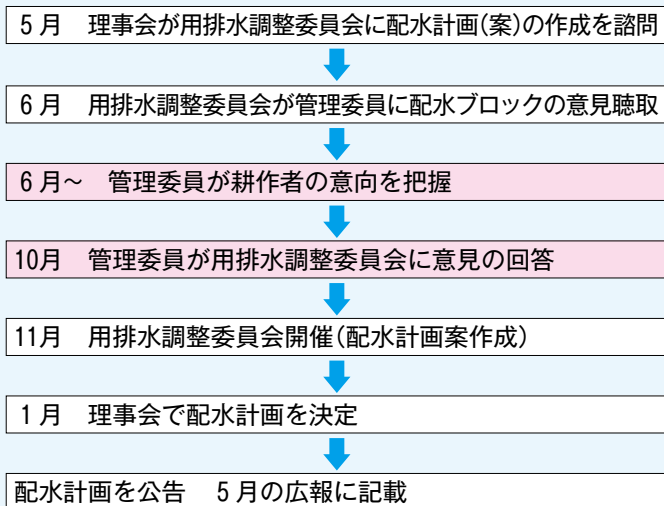
昨年の土地改良法改正により、農業用水の配分調整をルール化するため、利水調整規程の策定が義務化されました。

当土地改良区では、去る3月13日開催の総代会において、「月光川土地改良区利水調整規程」の制定について決議されました。今年度より配水計画作成に向け、各地区の管理委員へ耕作者の意向把握等を依頼することになりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、この規程の対象区域は許可水利権取得区域（月光川かんばい）で、中山間区域は対象外となります。

これまで用排水調整委員会ではブロックかんの区域変更、圧力不足解消等を管理委員へ意見聴取を行っており、委員会での協議内容に大きな変更はありません。

### 配水計画の公表までの流れ



## 償還終了年度の変更(一括繰上げ償還)について

県営事業の償還金終了年度が右記のとおり早まります。これは、今後年償還額が下がっていきませんが、毎年の徴収額を一定額にすることで償還年を短くするものです。なお、変更については、昨年開催されました用排水調整委員会で意向を伺ったところ、全ての地区において賛成の決議をいただいております。

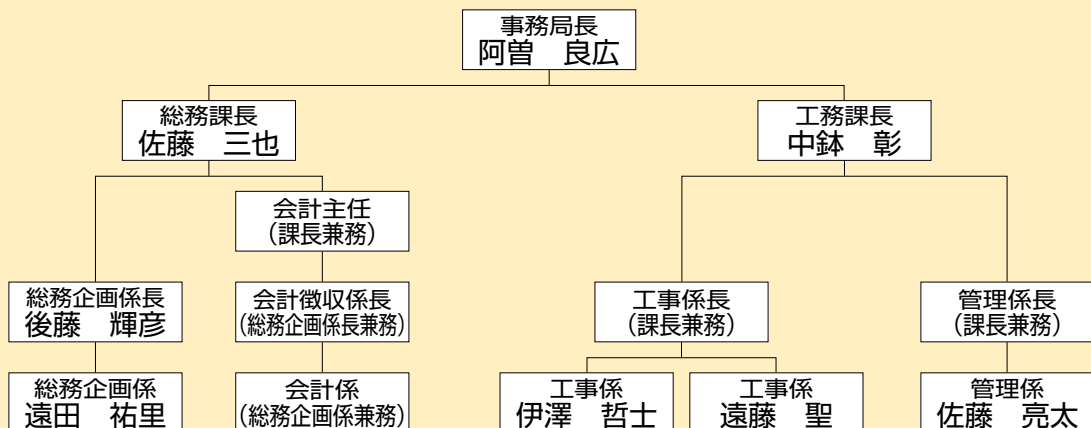
ご理解とご協力をお願いいたします。

※事業賦課金（維持管理分）については、償還が終了した翌年以降も引き続き賦課となります。個人の一括繰上げ償還は、令和2年度で受付を終了とさせていただきます。

事業名	当初の償還終了年度	変更後の償還終了年度
月光川地区(かんばい)	令和8年度	令和5年度
月光川左岸地区	令和8年度	
月光川右岸地区 月光川上流地区	令和11年度	
高瀬川地区 洗沢川地区	令和11年度	
月光川下流地区	令和12年度	令和7年度

## 事務局の執行体制

### 事務局



## こんなときは **必ず届出を**

次の場合は土地改良区への届け出が必要です。

- (1) **組合員の変更をしていただく場合**
  - 農地の売買、交換、贈与等を行なったとき。
  - 貸借権の設定、解除の際に組合員を変更するとき。
  - 農業者年金の受給などのため経営を移譲したとき。
  - 組合員が亡くなられたとき。
- (2) **組合員の住所変更や口座振替の場合の名義変更または口座番号を変更したとき。**
- (3) **土地改良区管理施設を他の目的に使用するとき。**
- (4) **農地を転用するとき。**
- (5) **公共事業等で農地が買収されたとき。**
- (6) **経常賦課金を耕作者が納付するとき。**

経常賦課金の耕作者納付を希望される方は、所有者と耕作者が合意の上で、農用地利用集積計画書の写しを添付して、土地改良区まで申請をお願いします。

尚、耕作権を解約した時、更新しない時は、届け出をお願いします。

(4)と(5)は、**地目変更となるため決済金を納めていただくこと**になります。

詳細は、土地改良区までお問い合わせください。  
(☎72-3131)

## GW中の対応について

水が出ない、水圧が弱い、給水栓の破損の連絡は、**090-9037-4923**に電話してください。当番職員が対応します。

ただし、給水栓の破損については、業者さんの修理日が決まっているため、即日の修理ができない場合は、仮止水を行い、修理完了後に通水させていただきます。

## 理事補欠選挙



3月13日開催の通常総代会において、欠員であった理事1名について補欠選挙が行われ、真嶋慎一さん(大井)が無投票で当選されました。

## 退職

3月31日付、総務課課長補佐兼会計主任の菅原恵美さんが退職されました。昭和59年に奉職以来36年間の長い間、県営かんがい排水事業、県営ほ場整備事業完了に向け貢献していただき、財務に関する業務全般に大変ご尽力をいただきました。今後とも健康に留意され、益々のご活躍をお祈りいたします。



3月31日付、工事係管理係の佐藤浩司さんが退職されました。平成24年に奉職以来8年間、土地改良事業にご尽力をいただきました。

今後とも健康に留意され、益々のご活躍をお祈りいたします。

## 職員紹介

令和2年5月1日付で職員を採用しました。



工務課 管理係  
佐藤 亮太

一日も早く組合員の皆様のお役に立てるよう頑張りますので、よろしくお祈りいたします。

## あとかき

一月、いつになく天気の良い日に鳥海山を仰ぎ見て驚いた。なんと「種まき爺さん」がうっすらとわかるようになっていたのではないかと。

「暖冬ということとは、水不足が心配だなあ」と話していたところへ新型コロナウイルスの騒ぎである。ウイルスは目に見えない。戦おうにも戦い方が分らない。戦争より怖いと思うのは私だけだろうか。誰か権威のある人がテレビで一言言ってくれないだろうか。「ウイルスに打ち勝つには米を食べるのが一番なんですよ!」と…。

(小田原委員)

## 滞納賦課金は新しい権利者が負担

滞納されている土地の権利を取得すると、土地改良法第42条（権利義務の継承及び決済）により新しい組合員が滞納賦課金を納付しなければなりません。売買する場合は、滞納賦課金があるかどうか、事前に土地改良区へ確認をお願い致します。